

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日替り、  
翌日の翌日)

### ◇告

示

### 目次

### ◇選管告示

選挙管理委員会の招集

## 告 示

### 鳥取県告示第百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

町等の区域の新設等  
字の区域の新設等

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の施行に係る地域内の土地について換地を  
定めぬ土地の指定

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可（四件）

土地改良法による換地処分（二件）

保安林の指定の解除

開発行為に関する工事の完了（三件）

に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を新たに画し、及び変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の新設及び変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による東千代地区第三工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する町及び字の名称

長谷字中島

同上の区域（昭和五十三年十一月三十日現在の地番による。）

長谷字外中島ノ一 二の一の一部、四の一、五の一、二五の一、二八の一、二九の一、三〇の一、三一の一、三二の一、三三、三四の一、三四の三及びこれらと一体をなす  
国有地、長谷字内中島五〇の一及び五〇の三、長谷字外中島ノ二のうち五二の一部、五三の一部、五三の一の一部、五三の二、五三の八の一部及びこれらと一体をなす  
国有地以外の区域、長谷字下砂田二三五の一部及びこれと一体をなす  
国有地、長谷字上砂田二三八から二四〇までの一部、二四六の一部、二五二の一の一部、二五三の一部及びこれらと一体をなす  
国有地、長谷字中河原二五四の一部、二五五から二五七まで、二五八の一部、二五九の一部、二六四

<p>西円通寺字西円通寺</p>	<p>長谷字砂田</p>	
<p>大字布袋字道久六七二の二の一部、六七三の二及び六七五の二、大字布袋字上ミ樋詰六七七の一、六七七の二、六七八、六七九の三、六八〇の一、六八一の一及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字樋詰六八二の一、六八二の三、六八三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六八</p>	<p>長谷字上砂田二四四から二四七までの一部、二四八の一、二四八の二、二四九から二五一まで、二五二の一の一部、二五二の二、二五三の一部及びこれらと一体をなす国有地、長谷字中河原二五四の一部、二六五の一部、二六六の一部、二七六の一部、二七七から二七九まで、二八〇から二八四までの一部、二八五、二八六、二八七の一部、二八八、二八九の一部、二九〇の一部、二九一、二九二の一の一部、二九三の一から二九三の三までの一部、二九四の一部、二九六の一部、三〇二の三の一部、三〇二の四、三〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地、長谷字扇子田三〇二の七の一部、三〇二の八、三〇二の九の一部、三〇四の一部、三〇五、三〇六の一部、三〇七の一部、三〇八の一部、三〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、長谷字杭崎三一七から三一九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、長谷字沓反代三二〇、三二一、三二二の一及び三二二の二の一部並びに長谷字財原三三三の一部</p>	<p>の一部、二六五の一部、三〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに長谷字扇子田三〇二の九の一部、三〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>西円通寺字袖ノ木</p>	<p>長谷字中河原二六八の三の一部、二六八の五、二六八の六、二六八の一〇の一部、二六八の一、二九六の一部、二九八の一部、二九九の一部、三〇〇、三〇一、三〇二の二、三〇二の三の一部、三〇二の五及びこれらと一体をなす国有地、長谷字扇子田三〇二の一、三〇二の六、三〇二の七の一部、三〇六の一部、三〇七の一部、三〇八の一部、三〇八の二の一部、三〇八の三及びこれらと一体をなす国有地、長谷字大道路の全域、長谷字杭崎三一三、三一四の一、三一四の二、三一五から三一九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、長谷字財原三三二から三三五までの一部、三三八の一部、三三八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字下河原上分の全域、赤子田字下河原下モ分の全域、赤子田字下モ畑田のうち五五の二、五六の一の一部、五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、赤子田字青木田六〇の一から六〇の三まで、六一の一部、六一の一、六二の二の一部、六二の三、六三の一部、六三の一、六四の二の一部、六五の二、六五の四から六五の六まで及びこれらと一体をなす国有地、</p>	
		<p>三の三及び六八三の四と一体をなす国有地の一部、大字布袋字東のうち六八六の一の一部、六八七の一の一部、六八八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字布袋字袖ノ木七四〇の一部、七四一の一部、七四二、七四三の一部、七四四の一部、七四五の一の一部、七四五の三、七四五の四の一部、七四六の一部及び七四八の一部</p>

西円通寺字上ミ 樋詰	大字布袋字上ミ樋詰のうち六七七の一、六七七の二、六七八、六七九の三、六八〇の一、六八一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	赤子田字二反田二二〇の六、赤子田字井後一二四の四、一二五の一、一二六の二、一二八の二、一二九の一、一二九の二、一三〇、一三一及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字上畑ケ田の全域、大字布袋字道久六七一の二、六七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字樋詰六八五の四、六八五の五、六八五の八、六八五の九及びこれらと一体をなす国有地並びに六八三の一、六八三の三、六八五の一、六八五の三及び六八五の一〇と一体をなす国有地の一部、大字布袋字東六八六の一の一部、六八七の二の一部、六九八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字土居ノ内の全域、大字布袋字上岸ノ下の全域、大字布袋字下岸ノ下の全域、大字布袋字扇子田の全域、大字布袋字高下田の全域、大字布袋字袖ノ木七四〇の一部、七四一の一部、七四三の一部、七四四の一部、七四五の二の一部、七四五の三、七四五の四の一部、七四六の一部、七四七、七四八の一部、七四九、七五〇及びこれらと一体をなす国有地並びに大字布袋字古宮の全域
西円通寺字樋詰	大字布袋字樋詰のうち六八二の一、六八二の三、六八三の二、六八五の四、六八五の五、六八五の八、六八五の九及びこれらと一体をなす国有地並びに六八三の一、六八三の三、六八三の四、六八五の一、六八五の三及び六八五の	

区域を変更する 町及び字の名称	一〇と一体をなす国有地の一部以外の区域
長谷字外中島ノ 一	同上の区域(昭和五十三年十一月三十日現在の地番による。) 長谷字外中島ノ一のうち一の一、二の一、四の一、五の一、二五の一、二八の一、二九の一、三〇の一、三一の一、三二の一、三三、三四の一、三四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
長谷字内中島	長谷字内中島のうち五〇の一及び五〇の三以外の区域
長谷字川向	長谷字川向のうち二二二の一の一部、二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、長谷字外中島ノ二、五三の一の一部、長谷字下砂田二二二の一、二二三の一、二三四、二三五の一部、二三六の一及びこれらと一体をなす国有地、長谷字上砂田二二七、二三八から二四〇までの一部、二四一から二四三まで、二四四から二四七までの一部及びこれらと一体をなす国有地、長谷字杭崎三一七の一部及びこれと一体をなす国有地、長谷字彦反代三二二の二の一部、三二三から三三〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに長谷字財原三三一の一の一部、三三二の二の一部、三三三の一部、三三三の二の一部、三三三の五の一部、三四〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地
長谷字下砂田	長谷字下砂田のうち二二三の一、二二三の二、二三四、

<p>二三五、二三六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>長谷字中河原 長谷字中河原のうち二五四から二五七まで、二五八の一部、二五九の一部、二六四から二六六まで的一部、二六八の三の一部、二六八の五、二六八の六、二六八の一〇の一部、二六八の一、二七六の一部、二七七から二七九まで、二八〇から二八四まで的一部、二八五、二八六、二八七の一部、二八八、二八九の一部、二九〇の一部、二九一、二九二の一部、二九三の二から二九三の三まで的一部、二九四の一部、二九六の一部、二九八の一部、二九九の一部、三〇〇、三〇一、三〇二の二から三〇二の五まで、三〇三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、長谷字外中島ノ一 一の一、二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに長谷字外中島ノ二 五二の一部、五三の一部、五三の二、五三の八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>長谷字財原 長谷字財原のうち三三二の一の一部、三三二の二の一部、三三二の三の一部、三三三、三三三の四の一部、三三三の五の一部、三三八の一部、三三八の一の一部、三四〇の五の一部、三四〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、長谷字川向二二二の一の一部、二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、長谷字杭崎三二五の一部、三一六の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字下モ畑田五五の一部、五六の一の一部、五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字青木田六一の一部、六二の</p>			
<p>赤子田字青木田 一の一部、六三の一部、六四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに赤子田字繩手ノ下八二の二及び八三の二</p>	<p>赤子田字青木田のうち六〇の一から六〇の三まで、六一、六一の一、六二の一、六二の三、六三、六三の一、六四の二、六五の二、六五の四から六五の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>赤子田字繩手ノ下 赤子田字繩手ノ下のうち八二の二及び八三の二以外の区域</p>	<p>赤子田字二反田 赤子田字二反田のうち二二〇の六以外の区域</p>	<p>赤子田字井後 赤子田字井後のうち二二四の四、二二五の一、二二六の二、二二八の二、二二九の一、二二九の二、二三〇、一三一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>廃止する字の名称 長谷字外中島ノ二、長谷字上砂田、長谷字扇子田、長谷字大道端、長谷字杭崎、長谷字卷反代、赤子田字下河原上分、赤子田字下河原下モ分、赤子田字下モ畑田、赤子田字上畑ケ田、大字布袋字道久、大字布袋字東、大字布袋字土居ノ内、大字布袋字上岸ノ下、大字布袋字下岸ノ下、大字布袋字扇子田、大字布袋字高下田、大字布袋字柚ノ木、大字布袋字古宮、大字布袋字上ミ樋詰及び大字布袋字樋詰</p>

鳥取県告示第百三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による鳥取市宮東千代地区第四工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称	同上の区域(昭和五十三年十一月三十日現在の地番による。)
大字西円通寺字畑ケ中	赤子田字堂光寺一の一部及びこれと一体をなす国有地、赤子田字下河原上分二四の一部、一四の一の一部、一五の一部、一六、一七の一部、一八、一八の一、一九、一九の一、二〇、二〇の一、二一の二、二二の三、二二の四、二三の一、二四の二、二五の一、二六、二七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、赤子田字二反田二二〇の二及び二二二の二、赤子田字井後一二三の一、一二三の八、一二四の一、一二五の二及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字上畑ケ田の全域、赤子田字北土居一四五の一部、一四六の一部、一五六の一部、一五七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字西給田四七一の一の一

部、四七二の一の一部、四七三の一部、四七四の一部、四七五の一、四七六の一、四七八の一、四七八の三、四八〇の一、四八一の一、四八二の一、四八三の一、四八四の一、四八五、四八七、四八八、四八九の一、四八九の二、四九二、四九三、四九三の一、四九四から四九七まで、四九八の一部、四九九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字布袋字下モ澤五〇〇の一部、五〇〇の一の一部、五〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五〇〇と一体をなす国有地の一部、大字布袋字上畑ケ中五三二の一部、五三三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字流田五七一の一部、五七三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字限の内五七四の一の一部、五七四の二の一部、五七五から五七九まで、五八〇から五八二まで的一部、五八三の一の一部、五八四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字寺田五九三の二の一部、五九三の三、五九五の一の一部、五九五の二の一部、五九六から六〇〇まで、六〇一から六〇三まで的一部、六〇五の一部、六〇八から六一〇まで的一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字畑ケ中六一一の一の一部、六一一の二、六一二の一、六一二の二、六一三から六一七まで及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字下畑ケ中の全域、大字布袋字掛ケ上りの全域、大字布袋字下給田六四〇から六四三まで、六四三の一、六四四の一、六四四の三、六四七の一、六四九の一、六五〇の一、六五一、六五二の一、六五二の二、六五三の一、六五三の三、六五三の四、六五

	<p>四及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字道久の全域、大字布袋字上ミ樋詰六七七の三、六七七の四、六七九の一、六七九の二及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字東の全域、大字布袋字土居ノ内の全域並びに大字布袋字上岸ノ下の全域。</p>
<p>大字布袋字東柳</p>	<p>大字布袋字新田三七八の一部、三七九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字布袋字西柳橋三八〇、三八〇の一の一部、三八一の一、三八二の一、三八三の二、三八三の四、三八四の一、三八五の一、三八六の一、三八七から三八九まで、三九〇の一、三九二の一、三九三の一部、三九四の一部、三九五の一、三九六の一、三九七の一、三九八の一及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字下柳橋四三五の一及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字西給田四七一の一の一部、四七二の一の一部、四七二の三、四七三の一部、四七四の一部、四九八の一部、四九九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字布袋字下モ澤五〇〇の一部、五〇〇の一の一部、五〇一の一部、五〇四の三の一部、五〇四の四の一部、五〇五の一部、五〇六の一、五〇七の一、五〇八の一、五〇九の一、  <small>五一一一 五一一二</small>  <small>合</small> 五一四の一部、五一五、五一六、五一七の一部、五一八の一部、五二一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五二〇及び五二一と一体をなす国有地の一部並びに大字布袋字上畑ケ中五三二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五三二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字布袋字北土居</p>	<p>大字布袋字五反田</p> <p>大字布袋字新田三五八の一部、三五九の一部、三六〇、三六一の一部、三六二、三六三、三六四の一部、三七八の一部、三七九の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字西柳橋三八〇の一の一部、三九三の一部及び三九四の一部、大字布袋字下モ澤五〇〇の一部、五〇一の一部、五〇二、五〇三、五〇四の一、五〇四の二、五〇四の三の一部、五〇四の四の一部、五〇四の五、五一三、五一四の一部、五一七の一部、五一八の一部、五一九、五二〇、五二一の一部、五二二から五二六まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字布袋字上畑ケ中五二七、五二八、五二九の一、五二九の二、五三〇の一、五三〇の二、五三二の一部、五三三の一の一部、五三三の二、五三四、五三五、五三六の一部、五三七の一部、五三八、五三九、五四〇の一部、五四一、五四二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字布袋字村ノ下五五二の一部、五五三の一部、五五三の二の一部、五五四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字布袋字畑ケ中六一一の一部</p> <p>大字布袋字北土居</p> <p>赤子田字堂光寺一から四までの一部、一一の一部、一二及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字下河原上分二三、一四の一部、一四の一の一部、一五の一部、一七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、赤子田字北土居一四五の一部、一四六の一部、一四七、一四八、一四八の一、一四九の一、一五〇内第一、一五〇の二の一部、一五〇の五</p>

	<p>の一部、一五〇の六、一五一の一の一部、一五四の二、一五五の一、一五六の一部、一五七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字流田五七〇の一部、五七一の一部、五七二、五七三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字布袋字隈ノ内五七四の一の一部、五七四の二の一部、五八二の一部、五八三の一の一部、五八三の二、五八四の一部、五八五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和五十三年十一月三十日現在の地番による。)</p>
<p>赤子田字二反田</p>	<p>赤子田字二反田のうち二二〇の二及び二二二の二以外の区域</p>
<p>赤子田字井後</p>	<p>赤子田字井後のうち一二三の一、一二三の八、一二四の一、一二五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>赤子田字北土居</p>	<p>赤子田字北土居のうち一四五から一四八まで、一四八の一、一四九の一、一五〇内第一、一五〇の二、一五〇の五、一五〇の六、一五一の一、一五一の四、一五一の五、一五四の二、一五五の一、一五六、一五七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>赤子田字野々元</p>	<p>赤子田字野々元のうち二二四の七、二二四の九から二二四の一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字布袋字東浦</p>	<p>大字布袋字東浦のうち二〇九の一と一体をなす国有地の</p>
<p>大字布袋字東屋敷</p>	<p>一部以外の区域</p>
<p>大字布袋字新田</p>	<p>大字布袋字東屋敷のうち三二八の三及び三二八の四以外の区域、大字布袋字新田三五八の一部、三五九の一部、三六一の一部、三六四の一部、三六四の一及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字上畑ケ中五四〇の一部及び五四〇と一体をなす国有地の一部、大字布袋字村ノ下五五〇の一部、五五一、五五二の一部、五五三の一の一部、五五三の二の一部、五五四の一部、五五五の一部、五五六の一部、五五六の二の一部、五五七の一の一部、五五七の二、五五八から五六〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字布袋字東浦二〇九の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字布袋字西柳橋</p>	<p>大字布袋字新田のうち三五八から三六四まで、三六四の一、三七八の一部、三七九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字布袋字下柳橋</p>	<p>大字布袋字西柳橋のうち三八〇、三八〇の一、三八一の一、三八二の一、三八三の二、三八三の四、三八四の一、三八五の一、三八六の一、三八七から三八九まで、三九〇の一、三九二の一、三九三、三九四、三九五の一、三九六の一、三九七の一、三九八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字布袋字下柳橋</p>	<p>大字布袋字下柳橋のうち四三五の一及びこれと一体をなす</p>

<p>す国有地以外の区域</p>	<p>大字布袋字西給田のうち四七二の一、四七二の一、四七二の三、四七三、四七四、四七五の一、四七六の一、四七八の一、四七八の三、四八〇の一、四八一の一、四八二の一、四八三の一、四八四の一、四八五、四八七、四八八、四八九の一、四八九の二、四九二、四九三、四九三の一、四九四から四九九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字布袋字下モ澤</p> <p>大字布袋字下モ澤のうち、五〇〇、五〇〇の一、五〇一から五〇三まで、五〇四の一から五〇四の五まで、五〇五、五〇六の一、五〇七の一、五〇八の一、五〇九の一、五一〇、五一〇の二、五一三から五二六まで及びこれらと一体をなす国有地の一以外区域</p>	<p>大字布袋字堂光寺</p> <p>大字布袋字堂光寺の全域、大字布袋字東屋敷三二八の三及び三二八の四、大字布袋字村ノ下五四五の一部、五四六、五四七の一部、五四八の一部、五四九の一の一部、五四九の二の一部、五五〇の一部、五五二の一部、五五五の一部、五五六の一の一部、五五六の二の一部、五五七の一の一部、五五八から五六〇までの一部、五六一、五六二、五六三の一から五六三の三まで、五六四及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字流田五六九の一、五六九の二、五七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字隈ノ内五八一の一部、五八四の一部、五八五の一部、五八六、五八</p>
<p>七から五八九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字堂光寺二から四までの一部、五、六の一、六の二、七から一〇まで、一一の一部及びこれらと一体をなす国有地、赤子田字北土居一五〇の二の一部、一五〇の五の一部、一五一の一の一部、一五一の四、一五一の五及びこれらと一体をなす国有地並びに赤子田字野々元二四の七、二二四の九から二二四の一まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字布袋字畑ケ中</p> <p>大字布袋字上畑ケ中五三六の一部、五三七の一部、五四二の一部、五四三、五四三の一、五四四の一から五四四の三まで及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字村の下五四五の一部、五四七の一部、五四八の一部、五四九の一の一部、五四九の二の一部、五五二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字布袋字隈ノ内五八〇の一部、五八一の一部、五八四の一部、五八七から五八九までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字布袋字寺田五九〇から五九二まで、五九三内第一、五九三の二の一部、五九四、五九五の二の一部、五九五の二の一部、六〇一から六〇三までの一部、六〇四、六〇五の一部、六〇六、六〇七、六〇八から六一〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字布袋字畑ケ中六一一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字布袋字下給田</p> <p>大字布袋字下給田のうち六四〇から六四三まで、六四三の一、六四四の一、六四四の三、六四七の一、六四九の一、</p>	



<p>大字布袋字上ミ 樋詰</p>	<p>六五〇の一、六五一、六五二の一、六五二の二、六五三の一、六五三の三、六五三の四、六五四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字布袋字上ミ 樋詰</p>	<p>大字布袋字上ミ樋詰のうち六七七の三、六七七の四、六七九の一、六七九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>廃止する字の名称</p>	<p>赤子田字堂光寺、赤子田字下河原上分、赤子田字上畑ケ田、大字布袋字上畑ケ中、大字布袋字村ノ下、大字布袋字流田、大字布袋字隈ノ内、大字布袋字寺田、大字布袋字下畑ケ中、大字布袋字掛ケ上り、大字布袋字道久、大字布袋字東、大字布袋字土居ノ内及び大字布袋字上岸ノ下</p>
-----------------	---

鳥取県告示第百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、八東土地改良区の定款の変更を昭和五十五年二月四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、名和地区ほ場整備事業の施行に係る地域内の土地について換地を定めない土地を指定したので、同法第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

換地を定めない土地

西伯郡名和町大字名和字小門四一の三及び同大字字寺ノ前四八

鳥取県告示第百三十四号

昭和五十四年十一月十六日付けで八東町から申請のあつた土地改良（新興寺地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和五十五年二月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百三十五号

赤碕町から申請のあつた町営土地改良(オノ木地区ほ場整備)事業は、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年二月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百三十六号

東伯町から申請のあつた町営土地改良(福永地区暗きよ排水)事業は、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年二月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百三十七号

米子市から申請のあつた市営土地改良(福万地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年二月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百三十八号

米子市から申請のあつた市営土地改良(二本木(洞川)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年二月四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る東千代地区第三工区の換地処分をした旨の届出があつた

ので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る東千代地区第四工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百一十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十五年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字湊ノ三 一七二二の四

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第四百二十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年十一月二十四日 鳥取県指令受都計第八百二十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字下赤田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市西津田町五五八番地一

島根トヨペット株式会社

取締役社長 勝 部 康 夫

鳥取県告示第四百十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年六月二十二日 鳥取県指令受都計第百三十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町北四丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市湖山町北四丁目七〇一番地

有限会社・豊健産業

代表取締役 村上健一

鳥取県告示第四百四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年二月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年一月十六日 鳥取県指令受都計第四百三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字田村田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市上砂見八九九番地

中村泰治

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

昭和五十五年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十五年二月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一日時

昭和五十五年二月十二日（火） 午前十一時

二場 所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議 題

昭和五十五年度明るい選挙推進運動要領について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】